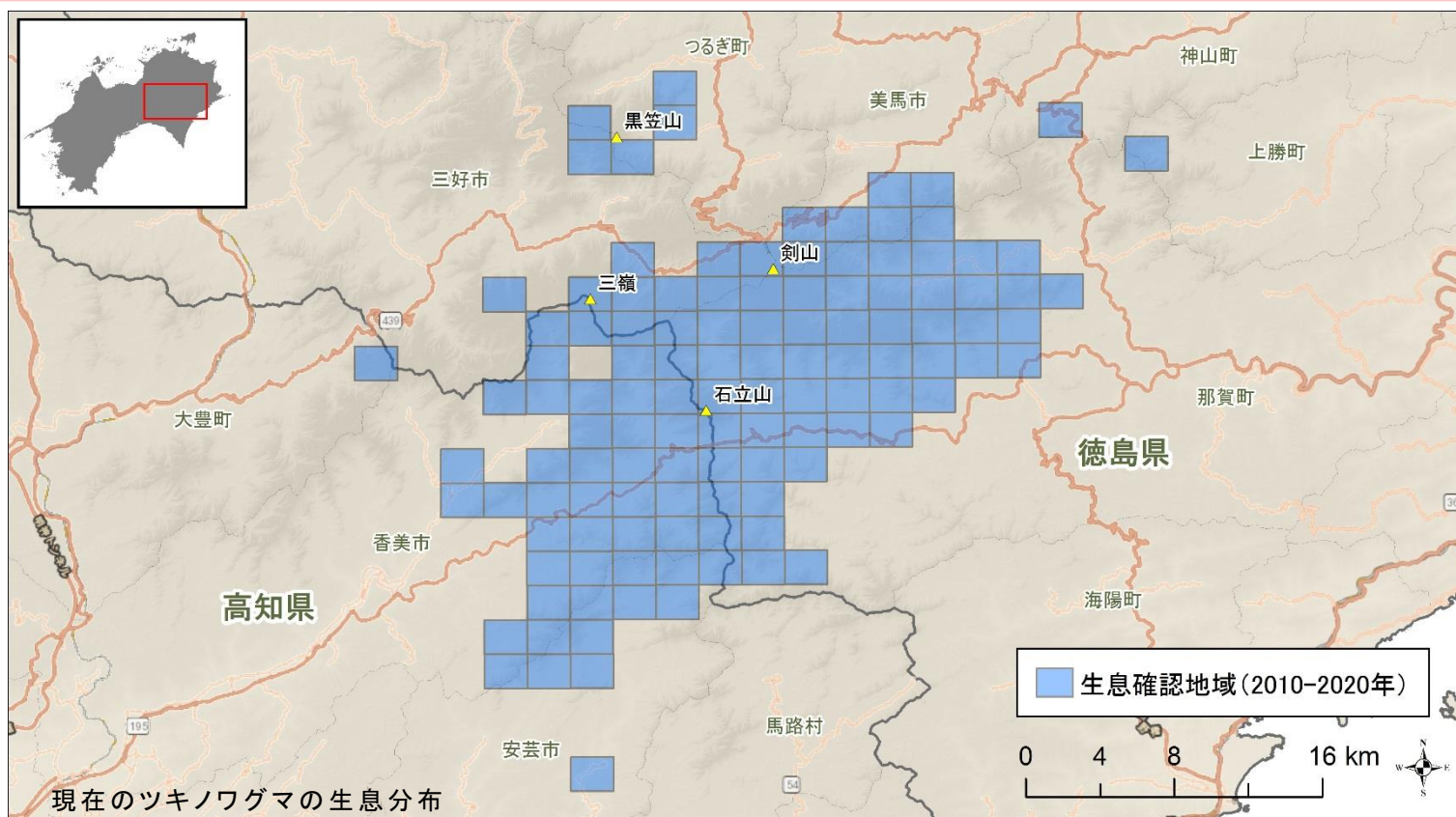


# しまぐま ニュースレター



発行：  
認定特定非営利活動法人  
四国自然史科学研究センター

認定NPO法人四国自然史科学研究センターでは、剣山とその周辺部に生息するツキノワグマの調査研究を行っています。得られた研究成果をもとに、保全施策の検討、人とツキノワグマのトラブル防止の活動、生態や現状に関する情報発信など、様々な機関や団体と協力して取り組んでいます。ツキノワグマをこの地域の豊かな自然の象徴として後世に繋ぐため、地域とツキノワグマの共生の道筋を検討しています。このニュースレターでは、これまでの調査から分かった四国のツキノワグマのことや、共生の取り組み状況について、地域の皆さんに広くお知らせします！



※環境省中国四国地方環境事務所、日本クマネットワーク、四国自然史科学研究センターによる調査データを基に作図。

## 四国のツキノワグマの生息状況は？

山に食べ物が少なくなる冬の時期、ツキノワグマは「冬眠」をして過ごします。そして3〜4月頃にはほとんどのクマが冬眠から目覚めて活動を再開させます。それに合わせて、我々の調査活動も早春から活発になっていきます。

四国のツキノワグマは特に数が少なく、自然下の個体を直接観察することは容易ではありません。したがって、生息分布は様々な方法の調査から得られた生息情報を集積して明らかにしていきます。なかでも、最も広範囲で行われている調査方法がセンサーカメラ（動物の熱に反応して自動で撮影を開始するカメラ）を用いたカメラトラップ調査です。山中にセンサーカメラを設置し、設置地点での生息の有無や撮影頭数を調べる調査方法です。毎年、剣山系には一〇〇台近くのセンサーカメラが様々な機能により設置されています。その他にも、捕まえたクマにGPS付きの追跡装置を装着して個体を追跡したり、目撃・痕跡情報の収集などが行われています。このようにして、二〇一〇年から二〇二〇年の間にクマの生息情報が得られた地域をまとめたものが上の図です。ただし、クマはこの青く塗られた地域に均等に生息していません。個体の追跡調査からは、山奥の稜線部に近いエリアを中心に利用していることが明らかになっていきます。また、最近の調査結果から、剣山系での生息頭数は二〇頭程度であることも分かってきました。

# 四国での生息状況の変化



四国のツキノワグマの生息分布は、昔から剣山系だけに限られていた訳ではありません。過去には四国に広く分布していましたが、森林の利用の変化に伴い、分布範囲は徐々に限定されていきました。今回は四国のツキノワグマの生息状況の変化についてご紹介します！

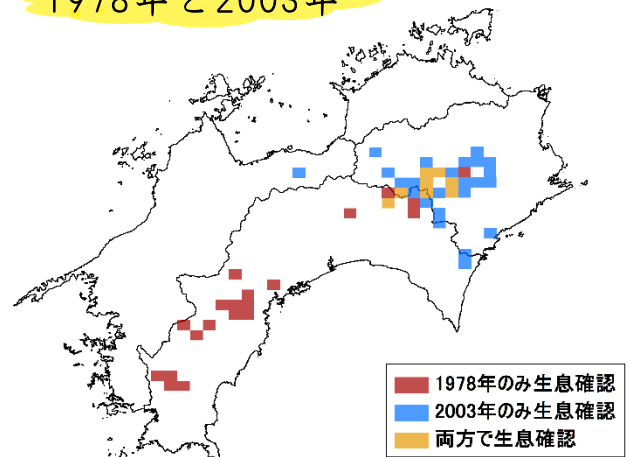
岡藤蔵氏が1940年(昭和15年)にまとめた「四国に於ける熊の分布」(左下の図)を参照すると、1940年以前には西日本最高峰を誇る石鎚山や、四国南西部の四万十川上流域など、複数地域で分断・孤立化した集団が生息していたようです。しかし、石鎚山系や四万十川上流域などでは強度の森林開発により、ツキノワグマが生息できる森林は早い段階に失われていきました。当時の環境庁が行った調査(右下の図)によると、1978年時点では、四国東部(剣山系)と南西部(四万十川上流域)の2地域で孤立した集団が確認されていました。しかし、南西部では1985年の狩猟記録を最後に生息情報は途絶え、現在は剣山系だけに生息が限定されました。

## 1940年以前



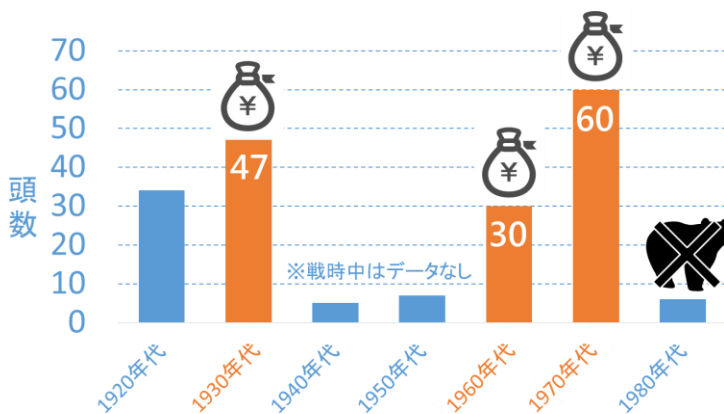
出典：岡藤蔵(1940)「四国に於ける熊の分布」を一部改変  
 ※黄色箇所は1940年以前に生息が確認されていたとする地域。

## 1978年と2003年



■ 1978年のみ生息確認  
 ■ 2003年のみ生息確認  
 ■ 両方で生息確認

戦後に急増した木材需要に対応するため、1950～1970年代に全国的に実施された拡大造林政策により、四国の天然林の大部分が伐採・搬出されました。さらに、ツキノワグマは造林したスギ・ヒノキなど針葉樹の樹皮を剥す「クマ剥ぎ」という林業被害を引き起こす害獣として大々的に捕獲が奨励され、捕獲には高額な報奨金も付きました。これらが影響し、四国のツキノワグマは生息地と生息頭数を急激に減らしていきました。剣山系は他地域と比べ山が深かったため、奥山の開発がやや遅れて始まったこと、また、駆除が山奥まで及ばなかったことにより、この地域に生息するツキノワグマは辛うじて絶滅を免れたと考えられます。四国のツキノワグマに残された最後の場所が剣山系の山々となっています。



ツキノワグマの捕獲頭数の推移

森林開発が特に盛んだった1930年代、1960年代、1970年代には、ツキノワグマの捕獲に高額な報奨金が設けられました(左図)。1977年には徳島県で1頭40万円の報奨金が出されたほどです。しかし、絶滅への懸念と全国的な自然保護意識の高まりから、1980年代中頃からは捕獲から保護へと流れが一変し、徳島・高知両県そして四国全域での捕獲が禁止とされました。

## NEXT ISSUE

次回は、ツキノワグマの調査研究の取り組みについてご紹介します！

認定特定非営利活動法人  
 四国自然史科学研究センター  
 高知県須崎市下分乙470の1  
 TEL/FAX 0889-40-0840  
 Email [bear\\_info@lutra.jp](mailto:bear_info@lutra.jp)  
 担当：安藤・山田

本ニュースレターは独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金の助成により作成されました。

